

医用画像情報専門技師資格更新制度規程

(目的)

第1条 日本医用画像情報専門技師共同認定育成機構（以下、本機構）は、医用画像情報専門技師の知識、技術および資質の保持と向上を図るために、医用画像情報専門技師の生涯教育を推進するとともに、医用画像情報専門技師の資格更新制度を設ける。本規程は、その手続きを定めたものである。

(資格の有効期間)

第2条 医用画像情報専門技師の資格（以下、資格）は、医用画像情報専門技師認定試験に合格したとき、または資格が更新されたときから、5年が経過した後の最初の3月31日までを有効期間とする。

(資格更新の条件)

第3条 資格更新の申請が行える者は、資格の有効期間内に資格更新ポイント（100ポイント以上）を取得した者とする。

2 ただし、5年間のうちに、少なくとも1回は、本機構が開催するセミナーを受講しなければならない。

(資格更新ポイント)

第4条 資格更新ポイントは、学会・研究会等の参加・発表、および実務活動を対象として付与するものとする。付与する資格更新ポイントは、別表1のとおりとする。

2 資格更新の審査にあたっては、当該資格の有効期間内に取得したポイントのみを有効と認め、有効期間外に取得したポイントは無効とする。

(資格更新の方法)

第5条 資格更新の手続きは、以下の手順で行うものとする。

- (1) 申請書類の受理
- (2) 書類審査
- (3) 認定
- (4) 新認定証発行

(資格更新の申請)

第6条 資格更新の申請は、有効期限の半年前の9月1日から有効期限の年の3月31日までの間に行わなければならない。

2 ただし、以下に示すような正当な事由がある場合は、本機構に届け出ることにより、資格更新の申請期限を猶予してもらうことができる。

- (1) 妊娠・出産・育児あるいは長期療養等により、長期に関連業務に従事できなかった場合。
- (2) 海外研修等により、長期に海外に居住した場合。

(3) 所属組織の倒産等の理由により、業務の継続が困難となった場合。

(4) その他、本機構が正当な事由であると認めた場合。

(資格更新の申請書類)

第7条 資格更新を申請するにあたっては、以下の申請書類を提出するものとする。

(1) 資格更新ポイント総括表

(2) 資格更新ポイント対象の学会・研究会等の参加・発表を証明できる書類（参加証、発表プログラムなど）

(資格更新手数料)

第8条 資格更新にあたっては、資格更新手数料を徴収する。資格更新手数料は10,000円とする。

(資格更新の審査)

第9条 資格更新の可否は、申請書類に基づいて、審査委員会が審査する。